

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	放射線モニタ系タービン建屋連続ダストモニタ（B）系のCh. 1 1（廃棄物処理建屋1階）において、「流量低」警報が発生し、停止したため、代替モニタにて測定を実施、及び当該モニタを点検・修理	G III	
2	1号機	活性炭ホールドアップ装置吸着塔空気供給元弁を操作時、同弁の弁棒が折損したため、当該弁を交換	G III	
3	1号機	気体廃棄物処理系除湿冷却器（A）に「ドレン水位異常高」警報が発生したにもかかわらず、同冷却器ドレンポットのドレン弁、均圧弁が開動作しない事象が発生した。確認の結果、同冷却器のレベルスイッチの動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	G III	
4	1号機	廃液中和タンクレベル指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	G III	
5	2号機	ファンネル点検において、原子炉建屋地階に3箇所（表示不良2箇所、ストレーナ紛失1箇所）、タービン建屋地階に1箇所（表示不良）の不具合が認められたため、当該ファンネルを修理	G III	
6	2号機	ファンネル点検において、タービン建屋地階に7箇所（詰まり：2箇所、表示不良：2箇所、カバー止めねじ紛失：2箇所、カバーパッキン紛失：1箇所）、1階に1箇所（カバー止めねじ紛失）、2階に2箇所（詰まり：1箇所、カバー止めねじ紛失：1箇所）の不具合が認められたため、当該ファンネルを修理	G III	
7	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）低圧加減弁点検において、同弁駆動用シャフトに摩耗が認められたため、当該シャフトを修理	G III	
8	3号機	高圧復水ポンプ点検において、ポンプケーシング（下半）の一部に割れが認められたため、当該ケーシングを修理	G III	
9	3号機	換気空調系高圧注水ポンプ室空調機の駆動用Vベルトに緩みが認められたため、当該Vベルトの張りを調整	G III	
10	3号機	主タービクロスアラウンド管の浸透探傷検査において、同管2本に指示模様様が認められたため、当該箇所を修理	G III	
11	3号機	取水設備除塵装置点検において、トラベリングスクリーン（A・B・C）の筐体フレームの一部に腐食孔の発生が認められたため、当該腐食箇所を修理	G III	
12	3号機	取水設備除塵装置点検において、バー回転式スクリーン（A）及びトラベリングスクリーン（A・B・C）の反駆動側シャフトに判定基準を超える摩耗が認められたため、当該シャフトを修理	G III	
13	4号機	所内ボイラ用給水タンクのオーバーフロー配管のドレン弁に詰まりが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
14	4号機	タービン建屋真空掃除設備の吸込みホース取付部に空気の吸い込みが認められたため、当該ホース取付部を点検・修理	G III	
15	4号機	燃料プール冷却系ろ過脱塩器（A）の計器電源装置に異音の発生が認められたため、当該電源装置を点検・修理	G III	
16	4号機	気体廃棄物処理系高感度モニタ用パソコンのモニタが表示不能となったため、当該モニタを交換	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	5号機	タービン建屋2階の中央操作室空調機室のストームドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネルを清掃	G III	
18	6号機	原子炉建屋空冷チラー（B）送風機（A）用駆動電動機点検において、回転子軸のブリー嵌め合い部に摩耗が認められたため、当該回転子軸を修理	G III	
19	6号機	タービン建屋2階の換気空調系オペレーティングフロア北側移送排風機プレナム室のドレン配管の詰まりによりプレナム室内に滞留した水（結露水）がダクト接続部より床面に滴下（約250ミリリットル）していることが認められたため、当該ドレン配管を清掃、および当該滴水を汚染測定（汚染なし）後、除去	G III	
20	その他	管理区域退域時に入退域管理装置で警報付き個人線量計が”エラー”となったため退域できない事象が発生した。確認の結果、同装置内部に水滴（汗と推定）が認められたため、当該装置を回収。今後対応を検討 なお、同装置が”エラー”となっていた時間（約10分間）の線量評価を行い、線量なしを確認	G II	
21	その他	管理区域入退域管理装置の出力シート及び個人別線量月報の月線量・年度線量に誤った集計値が出力（印字）されていることが認められたため、調査後、対応検討 なお、個人線量を管理している個人線量管理システムのデータに間違いが無いことを確認済み	G II	
22	その他	換気空調系共用プール監視操作室空調機（A）に点検表示灯が点灯し、同空調機が停止したため、当該空調機を点検・修理	G III	